

平成29・30・31年度

学校給食用物資納入登録業者募集要項

■**応募資格** 次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 岐阜市内又は近隣に営業所があり、2年以上同種の営業を継続している。
- (2) 平成27年度分市県民税又は過去1年分の法人市民税を完納している。
- (3) 登録する営業所在地が岐阜市の場合は、平成27年度分の固定資産税を完納している。
- (4) 消費税及び地方消費税に未納がない。
- (5) 保健所の食品衛生監視成績が良好である。
- (6) 反社会的勢力でなく、また反社会的勢力との関係を一切遮断している。

■**注意事項** 以下の点にご注意ください。

- (1) 登録業者の登録有効期間は3年とし、今回は平成29・30・31年度分とする。
- (2) 取り扱う商品の衛生・品質管理(商品を入れる容器等含む。)の徹底及び従業員の服装や健康管理に留意することなど保健所・給食会の指示に必ず従う。
- (3) 検便検査(検査項目：0157、026、サルモネラ菌、赤痢菌)は、1月と6月の年2回実施する。
- (4) 納入に際しては、給食会が指示する品質・規格等契約事項を厳守する。これに違反した場合は、別紙「納入業者措置一覧表」の措置が適用される。
- (5) 物資は必ず栄養士又は調理員に渡し、認印をもらう。(勝手に外に放置しない。)
- (6) 契約とは異なる物資の納入、あるいは業者の不注意のために生じた事故の補償責任は、納入業者にある。
- (7) 物資代金の支払いは、原則として翌月25日(土・日・祝日除く。)とする。
- (8) 青果物納入業者はこの募集から除く。(学校給食会業務方法書第5条により一括購入)
- (9) その他の細目については、学校給食会の指示に従う。

■**登録申請書等の提出** 以下(1)(2)の書類を当会事務局へ直接お持ちください。(郵送不可)

- (1) 登録申請書(様式1号)は、納入品目記入表(様式1号-別紙1)及び確約書(様式1号-別紙2)とともに提出する。
- (2) 添付書類(全ての書類について写し可。各種証明書については、提出日前3か月以内のもの)
 - ①営業許可書
 - ②食品衛生監視票(製造業のみ3ヶ月以内のもの)
 - ③個人の場合は平成27年度分の市・県民税の納税証明書
 - ④法人の場合は過去1年分の法人市民税の納税証明書及び営業経歴書

⑤登録する営業所在地が岐阜市の場合は、平成27年度分固定資産税の納税証明書
(固定資産がない場合は無資産証明書)

⑥所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(免税事業者も必ず提出)

※法人の場合は、証明書の種類「その3」又は「その3の3」

※個人の場合は、証明書の種類「その3」又は「その3の2」

⑦1月実施の検便結果(検査項目:0157、026、サルモネラ菌、赤痢菌)

(3) 提出期限 平成29年1月31日(火)午後5時まで。事務局へ直接提出。

(4) 提出先 〒500-8245 岐阜市上川手735番地2

公益財団法人 岐阜市学校給食会 事務局 Tel 058-240-8961

■登録業者の決定

- ・決定通知 学校給食会の専門委員会による審査を経て決定し、3月下旬に指定書(様式2号)をもって通知する。